

## 会議案第2号

芽室町議会会議条例中一部改正の件

芽室町議会会議条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年9月1日提出

芽室町議会議会運営委員長 中 村 和 宏

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例

芽室町議会会議条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故等」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第3項中「議員」を「第1項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて、」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、」に改める。

第92条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

説 明

標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、議員</u>が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所</u>（法人の場合にはその所在地）を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 一略一</p> <p><b>附 則</b> <u>この条例は、令和3年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故等</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>議員</u>が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、<u>押印しなければならない。</u></p> <p>2・3 一略一</p>